

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 【主な独自基準】

項目	厚労省令	横浜市条例
事業の運営に当たっ ての連携	<p>第1条の2第3項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第3条第3項</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>ユニット型介護老人福祉施設についても同じ（第44条第2項）</p>
暴力団の排除	<p>規程無し</p>	<p>第3条第4項</p> <p>指定介護老人福祉施設の開設者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
身体拘束	<p>第 11 条第 4 項 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 11 条第 5 項 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第15条第 4 項 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 15 条第 5 項 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>第 15 条第 6 項 <u>指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 15 条第 7 項 <u>指定介護老人福祉施設は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u></p>

項目	厚労省令	横浜市条例
協力歯科医療機関	<p>第 28 条第 2 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>第33条第 2 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を<u>定めておかなければならない。</u></p>
サービス提供に当たっての文書による同意	<p>第 4 条 1 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第 23 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。</p> <p>第 9 条第 5 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>第 6 条第 1 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第 28 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を<u>文書により得なければならない。</u></p> <p>第 13 条第 5 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、<u>当該入所者の同意を文書により得なければならない。</u></p> <p>ユニット型介護老人福祉施設についても同じ（第 46 条第 5 項）</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
文書の保存期間	<p>第 37 条第 1 項 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第 37 条第 2 項 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設サービス計画 2 第 8 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 3 第 11 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4 第 20 条に規定する市町村への通知に係る記録 5 第 33 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 6 第 35 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>第42条第 1 項 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第29条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>(2) 施設介護サービス費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</p> <p>第42条第 2 項 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) 第12条第 2 項に規定する提供した具体的な指定介護福祉施設サービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第15条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様等の記録</p> <p>(4) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 第38条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第40条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
<p>施設の廊下幅 従来型</p> <p>ユニット型</p>	<p>第3条第1項8号 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</p> <p>第40条第1項第4号 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。</p>	<p>第5条第1項8号 廊下幅 1.8メートル以上とすること。</p> <p>第45条第1項第4号 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、廊下の片側のみに居室等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下においては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。</p>

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について

【主な独自基準】

項目	厚労省通知	横浜市通知
サービス提供に当た る文書による同意	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>基準省令第4条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき、同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>7 利用料等の受領</p> <p>(4) 基準賞令第9条第5項は、指定介護老人福祉施設は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p>	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>条例第6条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき、<u>文書により同意を得なければならないことを規定したものである。</u></p> <p>7 利用料等の受領</p> <p>(4) 同条第5項は、指定介護老人福祉施設は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、<u>文書により入所者の同意を得なければならないことを規定したものである。</u></p>

項目	厚労省通知	横浜市通知
身体拘束	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準賞令第11条第3項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準省令第37条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 条例第15条第3項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項から第7項までは、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、<u>入所者又はその家族に事前に説明しなければならないことを規定したものである。</u></p> <p>なお、条例第42条第2項第3号の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 【主な独自基準】

項目	厚労省令	横浜市条例
事業の運営に当たっ ての連携	<p>第2条第4項</p> <p>特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第3条第4項</p> <p>特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター、</u>老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームについても同じ (第34条第2項)</p>
暴力団の排除	<p>規程無し</p>	<p>第3条第5項</p> <p>特別養護老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
身体拘束	<p>第 15 条第 4 項 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 15 条第 5 項 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第16条第 4 項 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 16 条第 5 項 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>第 16 条第 6 項 <u>特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>第16条第 7 項 <u>特別養護老人ホームは、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u></p>

項目	厚労省令	横浜市条例
協力歯科医療機関	<p>第 27 条第 2 項 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>第28条第 2 項 特別養護老人ホームは、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておかなければならない。</u></p>
サービス提供に当たっての文書による同意	<p>第 14 条第 1 項 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。</p>	<p>第 15 条第 1 項 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、<u>文書により</u>その者の同意を得て、その者の処遇計画を作成しなければならない。</p>
文書の保存期間	<p>第 9 条第 1 項 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第 10 条第 2 項 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所者の処遇に関する計画 2 行った具体的な処遇の内容等の記録 3 第 15 条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4 第 29 条第二項に規定する苦情の内容等の記録 5 第 31 条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>第10条第 1 項 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第10条第 2 項 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、<u>第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処遇計画 (2) 第16条第 3 項に規定する提供した具体的な処遇の内容等の記録 (3) 第16条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様等の記録 (4) 第30条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

項目	厚労省令	横浜市条例
施設の廊下幅 従来型 ユニット型	<p>第 11 条第 6 項 1 号 廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。</p> <p>第 35 条第 6 項 1 号 廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p>	<p>第 11 条第 6 項 1 号 廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。</p> <p>第 36 条第 6 項 1 号 廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、廊下の片側のみに居室等がある廊下においては、当該廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 メートル以上とすることができる。</p>

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 【主な独自基準】

項目	厚労省通知	横浜市通知
身体拘束	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(1) 基準第15条第3項で定める「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(1) 条例第16条第3項に規定する「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項から第7項までは、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、<u>入所者又はその家族に事前に説明しなければならないことを規定したものである。</u></p> <p>なお、条例第10条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>
協力病院	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>13 協力病院等</p> <p>(1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる1以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましい。</p> <p>(2) 基準第27条第1項の協力病院及び第2項の協力歯科医療機関は、特別養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。</p>	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>13 協力病院等</p> <p>(1) 条例第28条の規定に従い、特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことに鑑み、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる1以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 同条第1項の協力病院及び第2項の協力歯科医療機関は、特別養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。</p>

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 【主な独自基準】

項目	厚労省令	横浜市条例
事業の運営に当たっ ての連携	<p>第2条第3項</p> <p>養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第3条第3項</p> <p>養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター、</u>老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、<u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u>との密接な連携に努めなければならない。</p>
暴力団の排除	<p>規程無し</p>	<p>第3条第4項</p> <p>養護老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
身体拘束	<p>第 16 条第 5 項</p> <p>養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第 17 条第 5 項</p> <p>養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>第 17 条第 6 項</p> <p><u>養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 17 条第 7 項</p> <p><u>養護老人ホームは、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u></p>
協力歯科医療機関	<p>第 25 条第 2 項</p> <p>養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>第 26 条第 2 項</p> <p>養護老人ホームは、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておく</u>なければならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
文書の保存期間	<p>第9条第1項 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第9条第2項 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 処遇計画</p> <p>(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>第10条第1項 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備し、<u>当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第21条第2号に規定する措置に要する費用を請求するために市町村に提出したものの写し。</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項に規定する職員の勤務の体制についての記録</u></p> <p>第10条第2項 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間、<u>第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 処遇計画</p> <p>(2) <u>第17条第3項に規定する提供した具体的な処遇の内容等の記録</u></p> <p>(3) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様等の記録</p> <p>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
施設の廊下幅	<p>第11条第5項1号 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p>	<p>第12条第5項1号 廊下の幅は、<u>1.4</u>メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p>

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 【主な独自基準】

項目	厚労省通知	横浜市通知
身体拘束	<p>第5 処遇に関する事項</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(3) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p>	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(3) 同条第4項から第7項までは、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、<u>入所者又はその家族に事前に説明しなければならないことを規定したものである。</u></p>
協力歯科医療機関	<p>第5 処遇に関する事項</p> <p>11 協力病院等</p> <p>(1) 養護老人ホームでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる一以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましいこと。</p>	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>11 協力病院等</p> <p>(1) 条例第26条の規定に従い、養護老人ホームでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる1以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めるものとする。</p>

項目	厚労省通知	横浜市通知
文書の保存期間	<p>第5 処遇に関する事項</p> <p>9 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 同条第1項は、養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p>	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>9 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 同条第1項は、養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にし、記録しておくことを定めたものであること。<u>なお、条例第10条第1項の規定に基づき当該記録は5年間保存しなければならないこと。</u></p>

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 【主な独自基準】

項目	厚労省令	横浜市条例
事業の運営に当たっ ての連携	<p>第2条第3項</p> <p>軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、<u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第3条第3項</p> <p>軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、<u>横浜市、地域包括支援センター(介護保険法(平成9年法律第123号)115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)</u>、<u>老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、<u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等</u>との密接な連携に努めなければならない。</p>
暴力団の排除	<p>規程無し</p>	<p>第3条第4項</p> <p>軽費老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
利用料の受領	<p>第 16 条第 2 項</p> <p>軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p>	<p>第 17 条第 2 項</p> <p>軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、<u>文書により</u>入所者の同意を得なければならない。</p>
身体拘束	<p>第 17 条第 4 項</p> <p>軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第 18 条第 4 項</p> <p>軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>第 18 条第 5 項</p> <p><u>軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 18 条第 6 項</p> <p><u>軽費老人ホームは、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u></p>

項目	厚労省令	横浜市条例
協力歯科医療機関	第 27 条第 2 項 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	第 28 条第 2 項 軽費老人ホームは、あらかじめ、 <u>協力歯科医療機関を定めておかなければならない。</u>

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について 【主な独自基準】

項目	厚労省通知	横浜市通知
サービス提供に当た る文書による同意	<p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>3 利用料等の受領</p> <p>(7) 同条第2項は、軽費老人ホームは、同条第1項の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>	<p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>3 利用料等の受領</p> <p>(7) 同条第2項は、軽費老人ホームは、同条第1項の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、<u>文書により</u>入所者の同意を得なければならないことを規定したものである。</p>
協力歯科医療機関	<p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>12 協力医療機関等</p> <p>(1) 軽費老人ホームは、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。</p>	<p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>12 協力医療機関等</p> <p>(1) 条例第28条の規定に従い、軽費老人ホームは、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関及び<u>協力歯科医療機関</u>との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。</p>

横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 【主な独自基準】

項目	基準省令	基準条例
事業の運営に当たっ ての連携	<p>第1条の2第3項</p> <p>指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第3条第3項</p> <p>指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>地域包括支援センター（介護保険法（以下「法」という。）、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項にきていする老人介護支援センターをいう。）、</u>居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健利用サービス又は福祉サービスを提供する者、<u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u>との密接な連携に努めなければならない。</p>
暴力団の排除	<p>規程無し</p>	<p>第3条第4項</p> <p>指定介護療養型医療施設の開設者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>

項目	基準省令	基準条例
<p>身体拘束</p>	<p>第 14 条第 4 項 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 14 条第 5 項 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第17条第 4 項 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 17 条第 5 項 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>第 17 条第 6 項 <u>指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入院患者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>第17条第 7 項 <u>指定介護療養型医療施設は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入院患者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u></p>

項目	基準省令	基準条例
歯科医療機関	<p>第 28 条の 2 第 1 項</p> <p>指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>第33条第 1 項</p> <p>指定介護療養型医療施設は、<u>協力歯科医療機関を定めておかなければならない。</u></p>
サービス提供に当た るの文書による同 意	<p>第 12 条第 5 項</p> <p>指定介護療養型医療施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>第15条第 5 項</p> <p>指定介護療養型医療施設は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を<u>文書により</u>得なければならない。</p>

項目	基準省令	基準条例
<p>文書の保存期間</p>	<p>第 36 条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第 36 条第 2 項 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設サービス計画 2 第 10 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録行った具体的な処遇の内容等の記録 3 第 14 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4 第 21 条に規定する市町村への通知に係る記録 5 第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 6 第 34 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>第41条第 1 項 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備し、<u>当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない</u></p> <p>第41条第 2 項 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設サービス計画 2 第 14 条第 2 項に規定する提供した具体的な指定介護療養施設サービスの内容等の記録 3 第 17 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様等の記録 4 第 24 条に規定する市町村への通知に係る記録 5 第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 6 第39条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【主な独自基準】

項目	厚労省令	横浜市条例
事業の運営に当たっ ての連携	<p>第1条の2第3項 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第3条第3項 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</u> ユニット型介護老人保健施設についても同じ（第44条第2項）</p>
暴力団の排除	<p>規程無し</p>	<p>第3条第4項 介護老人保健施設の開設者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
身体拘束	<p>第 13 条第 4 項 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 13 条第 5 項 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>第16条第 4 項 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>第 16 条第 5 項 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>第 16 条第 6 項 <u>介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 16 条第 7 項 <u>介護老人保健施設は、前項ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u></p>

項目	厚労省令	横浜市条例
協力歯科医療機関	<p>第 30 条第 2 項</p> <p>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>第34条第 2 項</p> <p>介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を<u>定めておかなければならない。</u></p>
サービス提供に当たっての文書による同意	<p>第 11 条 5 項</p> <p>介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>第 42 条第 5 項</p> <p>ユニット型介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>第 14 条第 5 項</p> <p>介護老人保健施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を<u>文書により</u>得なければならない。</p> <p>第 46 条第 5 項</p> <p>ユニット型介護老人保健施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、<u>当該入居者の同意を文書により</u>得なければならない。</p>

項目	厚労省令	横浜市条例
<p>文書の保存期間</p>	<p>第 38 条第 1 項 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第 38 条第 2 項 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設サービス計画 二 第 8 条第 4 項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 三 第 9 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 第 13 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 第 22 条に規定する市町村への通知に係る記録 六 第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 七 第 36 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>第42条第 1 項 <u>介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第30条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制についての記録</u></p> <p><u>(2) 施設介護サービス費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</u></p> <p>第42条第 2 項 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p><u>(1) 施設サービス計画</u></p> <p><u>(2) 第12条第 4 項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</u></p> <p><u>(3) 第13条第 2 項に規定する提供した具体的な介護保健施設サービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(4) 第16条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様等の記録</u></p> <p><u>(5) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(6) 第38条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(7) 第40条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>

項目	厚労省令	横浜市条例
施設の廊下幅 従来型 ユニット型	<p>第4条第1項5号 廊下幅 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</p> <p>第41条第4項第5号 廊下幅 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。</p>	<p>第6条第1項5号 廊下幅 幅は、1.8メートル以上とすること。</p> <p>第45条第4項第5号 廊下幅 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、廊下の片側のみ に療養室等がある廊下においては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。</p>

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例について

【主な独自基準】

項目	厚労省通知	横浜市通知
サービス提供に当た る文書による同意	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>基準省令第5条は、入所申込者に対し適切な介護保健施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該介護老人保健施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項をわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から介護保健施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものであること。なお、当該同意については、入所申込者及び介護老人保健施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>9 利用料等の受領</p> <p>(4) 基準省令第11条第5項は、介護老人保健施設は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p>	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>条例第7条は、入所申込者に対し適切な介護保健施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該介護老人保健施設の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項をわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から介護保健施設サービスの提供を受けることにつき、<u>文書により同意を得なければならないことを規定したものである。</u></p> <p>8 利用料等の受領</p> <p>(4) 同条第5項は、介護老人保健施設は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、<u>文書により入所者の同意を得なければならないことを規定したものである。</u></p>

項目	厚労省通知	横浜市通知
身体拘束	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>11 介護保健施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準省令第13条第5項に規定する記録の記載は、介護老人保健施設の医師が診療録に記載しなければならないものとする。</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準省令第38条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>10 介護保健施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 条例第16条第5項に規定する記録の記載は、介護老人保健施設の医師が診療録に記載しなければならないものとする。</p> <p>(2) 同条第4項から第7項までは、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、<u>入所者又はその家族に事前に説明しなければならないことを規定したものである。</u></p> <p>なお、条例第42条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>